

受託中小企業振興法の一部を改正する法律案要綱

一 振興事業計画に定める事項の追加

委託事業者及び中小受託事業者等が作成する振興事業計画で定める振興事業の例示に、委託事業者による関係中小受託事業者における適正な対価の決定の状況の把握を追加する。 (第5条第1項関係)

二 中小受託事業者に対する支援に関する改正

1 振興基準に定める事項の追加

経済産業大臣が定める振興基準の事項として、中小受託事業者の人材の育成に関する事項を追加する。 (第3条第2項関係)

2 国の責務等の改正

国、地方公共団体、受託中小企業振興協会その他の関係者の責務として、中小受託事業者による補助金等の交付の申請に当たっての支援等中小受託事業者に対する支援を連携して行うことを追加する。 (第23条第3項関係)

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。 (附則関係)

受託中小企業振興法の一部を改正する法律案

受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「導入」の下に「、人材の育成」を加える。

第五条第一項中「共同化」の下に「、当該委託事業者による当該関係中小受託事業者における適正な対価の決定の状況の把握」を加える。

第二十三条第三項中「実施されるよう」の下に「、中小受託事業者による補助金等の交付の申請に当たつての支援等中小受託事業者に対する支援を連携して行うこと」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

受託中小企業の一層の振興を図るため、振興基準への中小受託事業者の人材の育成に関する事項の追加、振興事業計画で定める振興事業の例示への委託事業者による関係中小受託事業者における適正な対価の決定状況の把握の追加及び国の責務等への中小受託事業者による補助金等の交付の申請に当たつての支援等中小受託事業者に対する支援を連携して行うことの追加について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎ 受託中小企業振興法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 受託中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)〔抄〕

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(振興基準) 第三条 (略) 2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一・二 (略) 三 中小受託事業者の施設又は設備の導入、<u>人材の育成</u>、技術の向上及び事業の共同化に関する事項 四〃八 (略) 3・4 (略) (振興事業計画) 第五条 委託事業者及びその一若しくは二以上の中小受託事業者(当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等(二以上の段階にわたる製造委託等を含む。)を受けた者を含む。以下「関係中小受託事業者」という。)又はその構成員の大部分が当該委託事業者の関係中小受託事業者である事業協同組合その他の団体(以下「中小受託事業者等」という。)は、当該委託事業者(関係中小受託事業者であつて他の関係中小受託事業者に対し製造委託等を行うものを含む。)の発注分野の明確化、当該一若しくは二以上の	(振興基準) 第三条 (略) 2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一・二 (略) 三 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項 四〃八 (略) 3・4 (略) (振興事業計画) 第五条 委託事業者及びその一若しくは二以上の中小受託事業者(当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等(二以上の段階にわたる製造委託等を含む。)を受けた者を含む。以下「関係中小受託事業者」という。)又はその構成員の大部分が当該委託事業者の関係中小受託事業者である事業協同組合その他の団体(以下「中小受託事業者等」という。)は、当該委託事業者(関係中小受託事業者であつて他の関係中小受託事業者に対し製造委託等を行うものを含む。)の発注分野の明確化、当該一若しくは二以上の

関係中小受託事業者又は当該団体の構成員である当該委託事業者の関係中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化、当該委託事業者による当該関係中小受託事業者における適正な対価の決定の状況の把握その他の受託中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2・3（略）

（国の責務等）

第二十三条（略）

2（略）

3 国、地方公共団体、次条に規定する受託中小企業振興協会その他の関係者は、受託中小企業の振興を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、中小受託事業者による補助金等の交付の申請に当たつての支援等中小受託事業者に対する支援を連携して行うこと、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

関係中小受託事業者又は当該団体の構成員である当該委託事業者の関係中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の受託中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2・3（略）

（国の責務等）

第二十三条（略）

2（略）

3 国、地方公共団体、次条に規定する受託中小企業振興協会その他の関係者は、受託中小企業の振興を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。